平成２４年（フ）第１３号
石川県小松市符津町い46番地１　サニーハイツＡ棟203号室、従前の住所富山県富山市本郷新９番地３　ハイグラン本郷新201号
債務者　山崎　　智
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２７０号
名古屋市港区辰巳町41番９号　ドール東海通407号
債務者　清水　和子（旧姓梶田）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３９号
名古屋市南区柵下町１丁目９番地　オーエムハイツ206号
債務者　寺松　　舞(旧姓西岡・川口・三田村)
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７号
兵庫県洲本市下内膳215番地１　市営東下内膳住宅Ｅ―201号
債務者　池田　　惠
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第５１号
富山市堀川小泉町１丁目３番８―603号　ダイアパレス堀川小泉町
債務者　寺東　克哲
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２号
富山市堀川小泉町１丁目３番８―603号　ダイアパレス堀川小泉町
債務者　寺東真由美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
富山市磯部町３丁目６番11―103号　スクエア磯部、前住所富山市窪本町９番10―602号サーパス窪本町
債務者　古嶋　正祐
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
山口県周南市上遠石町５番３号、前住所山口県周南市桜馬場通１丁目６番地ヴィアーレ桜馬場通公園前202号
債務者　来島　照子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第２７号
山口県周南市大字湯野4714番地の２
債務者　重久　重承
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１４号
熊本県荒尾市大正町１丁目９番14―401号
債務者　工藤　　悟
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１６号
熊本県玉名市大浜町3408番地２
債務者　赤坂　誠二
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１７号
熊本県荒尾市原万田563番地４
債務者　徳永真弓美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２３３号
札幌市南区真駒内緑町３丁目５番２―84号
債務者　中山　勝弘
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７６号
札幌市清田区里塚２条６丁目１番３―602号
債務者　佐々木耕司
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８６号
札幌市北区北33条西９丁目５番５号　エルソル北33条203号、申立時の住所札幌市北区北34条西８丁目１番40―404号
債務者　松田　一雄
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９９号
北海道北広島市北進町２丁目１番地２―101
債務者　早坂千世見
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部